

審查基準（公表用）

樣式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	信用事業規程の変更又は廃止の認可（加工協）	根拠条項	第 96 条第 1 項（第 11 条の 5 第 3 項準用）
審査基準			漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）第 5 条の規定によることとする。
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課
		交付機関	生産者支援課
			標準処理期間 標準経由期間
			2 月 日
			目次 No.
			128